

7月から国民健康保険税の納付が始まります

国民健康保険税（国保税）の納税通知書を7月2日ころに世帯主のかたあてに郵送します。必ず期限内に納めましょう。

納付方法と郵送する通知書

▼年金から天引きされるかた（特別徴収）

①国民健康保険税額決定兼特別徴収開始通知書

▼通知書で納めるかた（普通徴収）

②国民健康保険税納税通知書

▼年度途中で納付方法が切り替わるかた

①と②の通知書

※特別徴収のかたは、口座振替で支払うこともできます。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

年度内に後期高齢者医療制度に移行するかたの国保税

平成24年度内に75歳になるかたは、誕生日から後期高齢者医療制度に移行します。

国保税は、75歳の誕生日の前月分までを7月から2月にかけて8回に分けて通知します。

※納付方法は、普通徴収となります。

※国保税と後期高齢者医療保険料の納付時期が重なる場合があります。

国保税の納付が困難なかたはお早めにご相談を！

災害や病気などやむを得ない事情により、国保税の納付が困難なときは、納期限の7日前までに収納課へご相談ください。分割納付または減免が認められる場合があります。

▼納税相談について

問 収納課 ☎6760

※特別の事情もなく国保税を納めないといふような措置がとられる場合があります。

▼督促を受け、延滞金が加算されます。

▼有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。

▼納期限より1年以上滞納すると、保険証を返還し「被保険者資格証明書」が交付され、医療費はいたん全額自己負担となります。

元気な十和田市づくりを目指す

まちづくり活動を支援します

市では、市民と行政との協働による市民主体のまちづくりを推進するための支援事業を行います。どうぞご活用ください。

対象団体

市内でまちづくり活動を行っている次の項目を満たす団体

▼構成員が5人以上で、半数以上が市民または市内への通勤通学者

▼組織や運営に関する規則がある

対象事業

市内で行われていて次の項目を満たす事業

▼団体が主体的に実施

▼市民にとって公益性が高い

▼事業完了後の管理体制が明確

▼単年度で事業が完了

▼実施する団体が労力などを提供

助成内容

①スタート応援コース

対象団体 設立3年未満の団体

対象要件 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための取り組み

助成額 10万円以内（対象経費の10分の10）

②ステップアップ応援コース

対象団体 設立3年以上の団体

対象要件 団体がこれまで行ってきた活動の拡充、発展を図るための取り組み

助成額 30万円以内（対象経費の10分の8）

③市民協働活動応援コース

対象要件 市の施設を対象とした整備事業等の取り組み

助成額 400万円以内（対象経費の10分の10）

例 公園整備、学校の校庭整備など

※申請は、1団体1事業までです。

※営利事業や申請者が所有する施設等の修繕、団体の経営的費用など補助の対象外となる場合があります。

※詳しくは企画調整課にお問い合わせください。また、市ホームページにも掲載しています。

申し込み期限

6月25日(月)まで

※詳しくは企画調整課にお問い合わせください。また、市ホームページにも掲載しています。